

中央防災会議

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」
市場・防災社会システム分科会（第二回）

議 事 録

原参事官 それでは定刻になりましたので、ただいまから「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」の市場・防災社会システム分科会の第2回会議を開催いたします。委員の皆様方には、御多忙の中、快く御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は資料1、2、3及び参考資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、以下の進行は樋口座長にお願いいたしたいと思います。樋口座長よろしくお願ひいたします。

樋口座長 かしこまりました。それでは、座ったままで恐縮でございます。

まず、本日の議事内容の取扱いについてでございますが、前回と同様、審議終了後に議事要旨をつくりまして公表し、詳細な議事録につきましては、各委員及び各発言者にお諮りをした上で、一定期間を経過した後に公表することといたしたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口座長 それでは、そのようにさせていただきます。

さて、本日の市場・防災社会システム分科会は今回で2回目となっているわけですが、前回は本分科会のスケジュールと申しますか、大まかな予定と目標について事務局から御説明をいただきました後、大林委員の方から基本的な論点の整理のための御提案をいただきまして、さらに、企業側の具体的な取組み例について御紹介をいただいたわけでありませう。

本日はまず、齋藤委員からコンビニエンスストア業界を事例といたしまして、流通小売業における防災への取組みと課題についてお話をいただきます。次に、災害発生後の企業活動再開についての支援サービスの事例紹介をお願いしたいと思っております。そして最後に、事務局より本分科会における検討を進める上での概念整理について御説明をいただく予定でございます。それらを踏まえまして、委員の皆様には自由で活発な御審議をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、まず最初に齋藤委員の方から御説明をお願い申し上げますが、20分程度でひとつよろしくお願ひ申し上げます。

齋藤委員 御指名にあずかりました齋藤でございます。

それでは、私は現在セブン・イレブン・ジャパンに所属しております。まず、今日のお話でございますが、タイトルでございますように、流通小売業、特にコンビニエンスス

トアの震災対応への考えと政府への要望についてということでお話しさせていただきたいと思えます。

まず、コンビニエンスストアはどのような形態の店舗なのかということと、それと、かつて私どもセブン・イレブン・ジャパンが災害に対する対応をした事例、それと最後になりますが、私どもコンビニエンスストアのチェーンは、全国主だったところで15チェーンございますが、この15チェーンは社団法人日本フランチャイズチェーン協会という協会に所属しております。そこでも災害に対する検討委員会がございまして、そこでする詰めてまいりましたこと、そういった点を中心にお話しさせていただければと思えます。

それではまず、私どものセブン・イレブン・ジャパンの概要ということで御案内させていただきます。私どもの会社は昭和48年11月に設立されまして、会社の理念として、中小小売業、既存の中小小売店の近代化と活性化及び共存共栄ということで今日までまいっております。会社が成立されました状況においては、どちらかという、つくれば売れば時代、そういった時代から徐々に買い手市場の移行の段階に移ってきているんじゃないだろうか。それと同時に、中小小売店の深刻な経営不振、こういった時代背景がございました。そこで48年に私どものイトーヨーカドーの中でプロジェクトチームができて、そしてイトーヨーカドーから独立した会社が成立されました。現在社名を株式会社セブン・イレブン・ジャパンと称しております。

私どもの会社は加盟されているお店とフランチャイズチェーン契約を締結して、継続的な営業支援を実施しているというチェーンでございます。ここに括弧で会社の概要が書かれておりますが、昨年12月末現在、総営業店舗数は1万80店舗の規模になっております。コンビニエンスストア業界では、店舗数、売上規模、利益につきましては、断トツの状況を誇っておるといふ状況でございます。

まず、ここで私どもの会社と加盟されているお店の関係、これについて概要を御案内いたします。お手元の配布資料の資料1の4ページをお開きいただけますか。ここでセブン・イレブンの展開ということで御案内させていただいています。いわゆるフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア事業の展開というのを中心に掲げておりまして、どうということかと申し上げますと、一般のお酒屋さんとか、食料品店さん、お米屋さん、あらゆる業種の方々が私どもの会社といわゆるフランチャイズ契約を結びまして、左側は加盟店、右側は私どもの会社としますと、加盟店契約を結びまして、そこで両者が共同事業を運営していくという考えであるというふうに御理解いただければわかりやすいんじゃないかなと。すなわち店舗営業のための加盟店の役割、それと、私どものセブン・イレブン・ジャ

パン本部の役割ということで役割分担がされておりました、この下に書かれています。店舗経営・販売に専念というのが加盟店の役割、細かくは、ここに「人のマネジメント」以下書いてございます。あと、私どもの本部では、加盟店契約のバックアップということで、経営相談サービスだとか商品開発・商品情報サービス、その他情報システムサービス等々、ここに書いてあることを加盟店に対してバックアップしている、こういう仕組みでございます。

一言で言いますと、直営店舗ではないということですね。例えば、私どもの親会社イトーヨーカドーは、全国に約160の店舗がございまして、これらはすべて社員が派遣された直営店舗でございます。そこにおいては、本社の指示については、指示をそのとおり実行していくというのが役割でございますが、フランチャイズチェーンのお店に対しては指示ということではできません。あくまでもいろいろ御説明し、御納得いただいた上で行動していただくということでのいわゆる共同事業でございますから、命令権はないという状況でございます。あと、細かい点は、4ページの下に書いてある内容で現在は進めております。

それでは恐れ入りますが、1ページに戻っていただければと思います。

そこで本題に入りますが、セブン・イレブンの災害に対する考え方ということで、ここに4項目書いてございます。社員・加盟店が各々自助・共助・公助の奉仕の精神をもって対応していきたい、こういう考えで臨んでおります。

2番目には、店舗の営業を可能な限り継続・再開するという姿勢でございます。ここにおきましては、東京都さんから、やはり震災になったときに、たくさんの帰宅難民と言われる方々、この東京を中心とした各事業所にお勤めなされて、それぞれ首都圏の千葉、埼玉、神奈川に御自宅のある方々がそれぞれ、震災で交通が遮断されたときに、たくさんの方々が徒歩でもって主要街道を帰宅されるだろう。そういったときの帰宅困難者対策におきましても、コンビニエンスストアはどうぞ営業を継続していただきたいという御要請はございます。それと、静岡県におきましては、私どもの会社は県といざというときの災害協定を結んでおりますが、これにおきましても、店舗の可能な限りの営業を継続してもらいたいという御要請がございます。

3番目には、お店は地域住民へ商品提供の場所と同時に、可能な限り地域の情報センター的機能に貢献したいという考えがございまして、これは例えば、店舗の周辺がものすごく大きな被災箇所が生じて、それによって通行が不可能になっているとか、そういう店舗周辺のいろんな情報、こういった点も収集しながら、何らかの情報を発信ができるような形にもっていければ幸いだなど。この辺については詰めて検討してまいりたいと、また、コ

コンビニエンスストア業界としても検討してまいりたいというふうに考えております。

4 番目には、自治体と災害救援協定を締結する用意はありますということで、協定締結は現在は2県5市8町、広域行政組合を含む締結をしております。各市から町から御要請は来ておりますが、いかんせん、協定を結ぶ用意はあるんですか、できるだけ県単位に協定を締結していきたいという私どもの考えがございます。

それでは2ページに移っていただきたいと思います。

店舗営業及び自治体への災害救援に対する考え方ということで、まず「店舗の営業継続には、商品の継続的供給を必要とする」というふうに書いてございます。ここで恐れ入りますが、お手元の資料の5ページを御参照いただけますか。ここには概要的にわかりやすくまとめた資料がございますが、セブン・イレブンの店舗、特にこの表の中、5ページの下段のところ、真ん中より下の部分、ここにおきましては、店舗の営業には、これは別に災害時に限りません、通常の営業の支援体制としてお店に商品が運ばれて、その陳列された商品をお客様は買い求められるわけですが、一言で申し上げますと、店舗にはほとんど在庫を持っていないというのが特徴でございます。これは例えばデパートさん、スーパーさんはそれなりの面積を占めておりまして、また、それなりのストックヤードを抱えていらっしゃるわけですが、セブン・イレブンの店舗、コンビニエンスストアは、まず在庫を抱えてないという特徴がございます。

これは一言でいいますと、食料品の扱いが7割、8割でございます。やはり商品というのは時間とともに、缶詰とか缶に入った飲み物は例外としましても、ほとんど時間とともに品質が劣化していくというような性格の商品でございます。したがって、できるだけよい状態でお客様に提供するというには、やはり工場でするものを速やかに店舗へ搬入し、そこでお客様に販売していくという形態をとっております。

その例として、この左上には、米飯共同配送センターというのが店舗の周辺にございます。お弁当、おにぎり、焼きたてパン、こういったものを1日3回お店へお届けしています。それぞれつくっている工場は違う場合がございます。これには品質の劣化を避けるために、工場では概ね20度前後の温度管理でもって製造され、配送する車両も20度管理の車両で、また、店舗のこういった商品の陳列の棚も20度前後で管理されている。いわゆる温度変化というのは商品の劣化を招きますので、できるだけ温度変化がないような状態で配送がなされているという状況でございます。

それと、右回りになりますと、チルド共同配送センターというのがございます。これは調理パン、サンドイッチだとか、お惣菜だとか、牛乳だとかこういったもの、これもやは

り1日3回運ばれてまいります。これらにつきましては、5度Cに管理された車両でもって搬入されているという状況でございます。

右下は常温といたしまして、これはソフトドリンク（飲み物）、加工食品、インスタントラーメン、雑貨類、こういったものは週3回の配送になっております。左に行きますと、アイスクリーム、冷凍食品、ロックアイス、こういったものも-20度で管理されてお店に運ばれていると。週3回から7回配送されている。夏場ですと非常に商品がたくさん出ますので、週7回配送というようなことで、店舗にはこういった商品配送の拠点、または工場から頻繁に店舗へ送り届けられて、そして営業されているというのが現状でございます。この辺を御理解いただければと思います。

恐れ入りますが、お手元の資料の2ページにお戻りいただければと思います。

そこで、店舗の営業継続には、商品の継続的供給を必要とするという条件がございます。

番目は、自治体への災害救援は、セブン・イレブン店舗から提供するのではなく、商品共同配送センターから提供される。さっき申し上げたように店舗の在庫はございませんので、こういった商品を救援物資として提供できるものは、共同配送センターから直接提供されるという状況でございます。

上記 と の対応のため、配送車の通行が確保されることを必要とします。いわゆる店舗の営業継続には、店舗への商品の配送の車両が確保されること、また自治体さんからの災害救援に関する救援物資の提供には、こういった共同配送センターからの車両の通行が確保されることを必要としますということでございます。もちろん協定締結地域以外の被災地に対しても同様であるということで、現在、静岡県内にはセブン・イレブン店舗数は約385店舗、配送センター6か所、その他ございますが、商品の配送に携わっている車両が921台ということで、静岡県内のみならず近隣の神奈川県、山梨県、愛知県等々からも県外からの流入車も、そのうち676台が含まれているという状況でございます。

そこで、私どものセブン・イレブンの過去こういう災害が起きたときの対応でございますが、各地での地震・台風・水害等の災害において、加盟店の営業継続及び被災民への食料（米飯・即席麺・飲料水等）無償提供等を随時行ってまいりました。雲仙・普賢岳の噴火だとか、その他毎年のように起きています水害の対応だとか、そういった部分では随時被災者への食料の無償提供というのを行ってまいりました。

1995年1月の阪神・淡路大震災におきましては、被災地域である兵庫県に営業店舗をセブン・イレブンは当時は出店していませんでした。現在は出店しております。大阪・京都・滋賀などの工場・センターから被災地の避難所へ救援物資を無償配布いたしました。

この無償配布するに当たっては、足として東京からヘリ7台をチャーターしまして、また一般車両は通行不可能と思ひまして、バイク150台を東京から派遣しまして、そしておにぎりを連続4日間、合計6万4,000個、飲料水は合計2万8,000本をお届けしたということでございます。その他2000年4月に有珠山の噴火、2003年5月に岩手県沖地震等も救援センター等へ物資供給対応、地元の御要請に基づいて対応してまいりました。

それでは、お手元の資料3ページに移らせていただきます。

そこで、先ほど申し上げました社団法人日本フランチャイズチェーン協会というところでコンビニエンス部会というのがございます。フランチャイズチェーンを主催している本部会社がすべて加盟している協会でございます。創立31年目、コンビニエンスストアチェーン、外食チェーン及びサービスチェーン等フランチャイズ事業会社130社が加盟しております。コンビニエンスストア部会、コンビニエンスチェーン15社の安全対策委員会で防犯・防災問題を現在も協議しております。

業界としての課題と展望ということでございますが、警戒宣言以降も店舗の営業継続のため、店舗への商品供給・配送車及び店舗運営を支援する店舗経営相談員が使用している車の緊急通行を認めていただきたいという願いはコンビニ15チェーンすべての総意でございます。

現在、緊急通行車両は、(1)道路交通法39条第1項の緊急自動車、緊急自動車の定義としては、パトロールカー、消防車、救急車、道路・通信復旧車等を指しているわけですが、(2)災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送等対策実施のための運転中の車両、こういったものは緊急車両の指定を受けるということに限定されておりました、県との災害協定に基づく緊急物資搬送以外の店舗の営業継続のための支援車両は緊急車両に含まれていないというのが実態でございます。

そこで番目、上記に関して、緊急通行車両の通行手続が非常に複雑で2段階の届出が必要なため、簡素化していただければ大変ありがたい。また、県外からの物資搬入車についても、一元的に受け付けていただきたいということで、現状は、(1)車両の所属センターの地域内所轄警察署への申請と、事前届出済証の交付を受ける。(2)は、警戒宣言発令又は発災の際に、再度最寄り警察署へ届出済証を携帯し、確認証明書・標章交付を受けてからの通行となるということでございます。

各社への自治体さんからの協定締結申し入れは、市町村別に単位が多いため、県が主導して県単位との協議としていただきたいということで、こういった点につきまして、今お話し申し上げたお願いでございますが、どうぞ政府の方でリーダーシップをもって、こう

いったコンビニエンスストアの物流センターを統合して、場合によっては配送が円滑に機能するよう、リーダーシップをもって御指導いただければ大変ありがたいというところで、私の話を終わらせていただきます。

以上です。

樋口座長 それでは、ただいまの御説明いただきました内容につきましての御質問や御意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ委員の皆様、御自由に御発言をお願いいたします。どうぞ何か御質問……。

中谷委員 セブン・イレブンとしては、可能な限り地域の情報センター的機能に貢献したいという説明がございましたが、現実には被災しますと、情報をいかに確保するかというのは大変難しいテーマになると思います。その点についてはどのような対策をお考えでしょうか。

齋藤委員 やはり店舗営業を継続していると、店舗の周りの現象がいつもと違うなどということはお店の従業員、また経営者も店舗周辺においては、店舗から、例えば数キロ離れたところの状況はどうなのかということ把握するのは不可能でございますけれども、御利用されているお客さんが、あそこの橋は陥没しちゃったよ、あのトンネルは崩壊しちゃって通れないよとかそういった情報も、割合とお客さんと従業員との、またお店側との会話というのは頻繁に出てくるんじゃないだろうか。また、私どもさっき申し上げましたようにいろんな災害の経験の中で、災害地域に営業している店舗もございましたけれども、いずれにしても、いろんな情報がお店の方に集まってくるんだというのが過去の実態でございます。これらにつきまして、もし何らかのお役に立てるような、どちらかに御連絡すれば、それがまた地域情報として活かしていただけるのであればお役に立たせていただきたいなということでございます。

樋口座長 どうぞ何か。

尾見政策統括官 初歩的なことで、お店に在庫がないのはよくわかります。商品の中身によって違うと思いますが、配送センターには、どのくらいストックがあるものですか。ほとんどストックなしと考えていいんですか。

齋藤委員 かなり原材料は抱えております。例えばお弁当をつくるにしてもお米も相当な量は抱えているはずですし、通常、お弁当が1日当たり10万食出るとしますと、数日分の在庫は原材料として確保されていると思います。

尾見政策統括官 わかりました。

樋口座長 どうぞ。

松岡和良委員 質問をさせていただきたいんですけども、私はまちづくり分科会の方に所属をさせていただいております。現在、全国で6つモデル事業が進んでおりまして、各地域で防災まちづくりの検討が進んでおります。私は名古屋でございます。名古屋では、名古屋駅のターミナル地区の防災まちづくりの検討委員会が立ち上がっておりまして、昨日2回目の会合を開催いたしました。名古屋駅地区には、オフィスと大きな地下街がございます。小売店とか飲食店とかそういったものがたくさん入っております。そこで、参考になればということでお伺いしたいんですけども、神戸の震災のときに、当時セブン・イレブンさんにはお店がなかったということですが、他のフランチャイズさんから聞かれた話でもいいんですが、被災者がお店に物があるということで、当然、殺到するといいますが、来られるわけですね。しかも、水とか食料が無料でいただけると。そうすると、それにどのように対応をされるのか、あるいは無断で持ち出していく人がいるとも考えられますけれども、そういうようなときの対応、あるいはパニックになったときに、日本人というのはどんな行動をするのか、分かれば教えていただきたい。

齋藤委員 先ほど申し上げましたとおり、阪神・淡路大震災のときは、その地域にはセブン・イレブンの店舗は1店も出店はしておりませんでした。聞くところによりますと、同じお仲間でもローソンさんが活発に営業をされている。お話を聞きますと、お客様は整然と並んでお求めされていたということで決してパニック状態ではなかったと。同時に、できるだけ商品をセンター・工場から供給して、できるだけ御要請に応えたいということでやってきたということですから、特に、そういうパニックに陥って商品が強奪されるだとか、そういった被害経験があったという報告は一切ございません。

それとまた、近々ですと、その後、台湾で大変大きな地震が発生しました。ここには私どもの仲間のセブン・イレブンの台湾統一企業による子会社が約2,000店以上の店舗を台湾島の中で展開しておりましたけれども、やはり、これも整然と並んで略奪はなかったということ聞いております。

樋口座長 まだ御質問等いろいろおありになると思いますが、次の講師の方がお見えになりましたので、とりあえず、ここで一旦セブン・イレブンさんの齋藤委員につきましての質疑をとりあえずストップさせていただきまして、引き続きまして、災害後の業務復旧を支援するサービス事例として、ベルフォア（BELFOR International GmbH）からの御説明をいただきたいと思っております。齋藤委員のお話についての質疑は、また後ほど質疑の時間で引き続きお受けしたいというふうに思います。

それでは、講師のエルスナーさんには大変御多忙の中おいでいただきまして、厚くお礼

申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

エルスナー氏 皆さんおわかりだと思いますが、ベルフォアは24年間にわたりまして、災害復旧に携わってきております。本日はセプテンバー - イレブンスの話、あるいは一昨年の欧州での広域水災の災害復旧のお話を中心にさせていただきますけれども、欧州・米国では、デファクトにかなり近い形で、何か大きな災害がありますと災害復旧の専門家も取組みます。まだ日本ではそういった事業継続計画、あるいは災害からの早期復旧ということに災害復旧専門家との取組みがなされていないようです。これから皆様に早期災害復旧のお話をさせていただきたいと考えています。

(スライド)

欧米では、プレゼンスを示しておりますけれども、これから日本でどのような取組みができるかという御紹介をさせていただければと思います。

(スライド)

ベルフォアは、建物あるいはその中に入っている設備類について、例えば乾燥とありますけれども、消火水による水濡れの乾燥、あるいは洪水の際の水濡れ汚損の乾燥、それらを清掃して修復いたします。例えば時間のかかってしまうような新品交換をせずに修復するのが業務です。

(スライド)

ベルフォアの持株会社はHANIELという大きな財閥でございます、ほぼ250年にわたり操業しております。その売上高は約3兆円、従業員数に至りますと、5万4,000名ほどの企業、ホールディング会社でございます。

(スライド)

HANIELの持株会社には数多くの、と申しまして6社ですけれども、メトロと言うホールセールディラーが大変有名な会社ではございます。それではベルフォアのお話に移らせていただきます。

(スライド)

2000年ヨーロッパの売上が非常に多かったのですが、その後米国での会社の買収分を加えて、今約3分の2が米国の売上、3分の1が欧州の売上になっております。その売上高は約700億でございます。

(スライド)

従業員3,000名ではございますけれども、欧州の拠点、北米の拠点を加えますと150拠点で災害復旧に携わっております。

(スライド)

東南アジアに至っては、見ていただく拠点に限られているというのが実情でございます。

(スライド)

火災あるいは水災によって機器がどんな損傷を受けてしまうのでしょうか。

(スライド)

これから3つのスライドを御覧いただきますけれども、こちらの方は修復が不可能でございます。demolition業者、つまり解体業者だけが携わる業務になります。

(スライド)

火災によって100度以上に機器の温度が上がらなければ、電子基板のハンダが溶けるような損傷を受けないので修復も可能になります。

(スライド)

このように全損とあきらめられるような機器でも、さすが付着したものであるならば修復が可能で、加えて、こちらの方はタイの水災でございます広域の水災、大きな雷雨によって、一昨年ヒューストン市内が大変な水災に遭ったときに修復を行いました。

(スライド)

こちらはフィリピンの発電所の洪水に見舞われた後です。こういったものは泥水で汚損はしてしまいましたが、修復は可能です。

(スライド)

火災によって損傷を受けたスクリーンプリンター、印刷機ではございますけれども、そういうプリンターも修復が可能です。

(スライド)

このように水につかってしまった電話交換機モジュールですが、ベルフォアの溶剤を使用することによって復旧することが可能でございます。

(スライド)

お話を聞いていただければおわかりのとおり、最大のメリットは、得べかりし利益、事業を継続していたならば収入として計上できた金額が、そのまま修復できない場合は失われてしまいます。つまり、早期復旧というのは事業主にとってのメリットかと思えます。また復旧費、一般化するのも難しいんですけれども、5から40%ほど安いと言えます。彼も触れませんでしたけれども、40%以上のコストがかかるような復旧は、経済合理性に合わないというようなことなのかもしれません。

(スライド)

彼ら独自の研究開発によって製造している汚染除去の溶剤でございます。これは一つ製造所から全世界、北米、欧州、アジアというところに配られて、すべて統一した基準で修復が行われます。

(スライド)

機械の修復でございます。次に移ります。

(スライド)

フランスの豪華客船Seven Seasの火災の修復です。

(スライド)

これが船内の様子でございます。このように火災の煙によって損傷した、特に客船ですと臭い取り、こういったところに彼らの専門性が発揮されます。

(スライド)

I C E 高速鉄道の火災、Siemens 社で製作中のものの火災、この修復も行うことが可能でありました。

列車の先頭車両でございます。

(スライド)

五、六年前になりますけれども、2台のトラックが衝突したことによるモンブラン・トンネルの火災事故の修復にも、ベルフォアが汚染の除去あるいは中の信号設備の修復に携わっております。

(スライド)

皆さんもよく御存じのとおり、ワールドトレードセンター、9月11日の事故、被害を受けた中心の周囲の修復を彼らが受けおっております。

(スライド)

この飛行機の突入を受けたワールドトレードセンターのほかに、こういった煙とほこりによって周囲のビル内の設備が大きな汚損を受けました。

(スライド)

全壊した建物は残念ながら修復することはできませんけれども、部分的に損傷した、あるいは汚損した建物について、彼らの役割をお話ししていきます。

(スライド)

御覧いただいたとおり、オフィス内にはほこりと、加えて消火水、あるいはスプリンクラーの破損による放水によって湿気という環境になります。その中で、こういった人にも有害なカビの発生なども見られました。

(スライド)

実際にワールドトレードセンターの周辺52か所で修復に携わりました。汚損を受けた設備は横に1キロ、縦方向、南北方向には1.1キロの周囲でございました

(スライド)

現場の修復ですけれども、修復できるもの、できないものをこのようにラベリングをして、優先的に統計的に処理しながら現場での修復作業を行いました。

(スライド)

ベルフォアの社員が清掃業務を行っている状況でございます。

(スライド)

これも同じものように。

(スライド)

また、水濡れの汚損など被らないようにきちんと修復を待つように保管置き場を設けました。

(スライド)

重要な書類、水濡れを被ったものは乾燥を施します。

(スライド)

2年前、2002年8月に記録的な豪雨によって洪水災害を受けましたチェコ、ドイツ東部、ポーランド、こういったところの水災による修復も担いました。

(スライド)

通常は水色に見えるんですけども、濁ったところはすべて洪水によって水災を受けた箇所でございます。

(スライド)

こういったサーバー、あるいは電話交換機ラック、こういったキャビネットについて大変な泥による汚損を受けているんですけども、彼らの溶剤、洗浄剤を使って乾燥させることによって修復することが可能でございます。

(スライド)

こういった使えない、コンピュータは仕分けして捨てられることになります。

(スライド)

余り長く水の中につかってしまったものについては、初動がうまく働かない場合は廃棄されることになってしまいます。

(スライド)

オーストリアの災害では、彼が修復を始めたときに第2の水災が発生してしまいまして、彼らの修復機器も水災を受けてしまったということでございます。

(スライド)

ここの工場では270台の類似の機械加工設備を水災を受けましたけれども、ほとんどの設備は修復が可能でございます。

(スライド)

こちらの方は読んでいただけるとわかると思うんですけども、去年の南仏、11月の洪水災害でも豊富な資機材を用いて水災現場からの修復を行いました。

以上でございます。ありがとうございました。

樋口座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。

その前に1つ、このベルフォアというのは、今、HANIELの子会社の一つであるということですが、私も初めてこうした説明を伺うんですけども、世界的にはこういう企業というのはたくさんあるのでしょうか。つまり競争会社というか、御社と同じようなことをやっていたらしゃる企業というのは、世界的にはどの程度おありになるのでしょうか、それだけ予備知識としてお聞きしたいのですが。

エルスナー氏 競合他社はございます。それぞれの国で小さいサイズで修復を行っている業者さんはいらっしゃいます。ベルフォアは世界的にネットワークを持っているのが特徴でございます。その中で大手の5企業、グローバルな企業はベルフォアと提携を結んで、何か災害があったときには、すぐに修復を行うというような契約も取り付けてございます。そういった世界的なネットワークが特徴でございます。

樋口座長 どうぞ皆さん、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

中谷委員 今のビジネスを確認させてください。御社がサポートするのは、事前に契約を結んでいる企業の修復だけをやるのか、あるいは事故に遭ったと、そうしたら全然今までそういう関係はないんだけど、お願いしますと言ったら、すぐその場で見積をして受けられるんですか、どちらなんですか。

エルスナー氏 御契約をちょうだいしていなくても、お困りの企業があれば、現場に向かって修復をいたします。

樋口座長 よろしゅうございますか、どうぞほかに。

大林委員 質問が2つであります。1点は、まずどのようなものが清掃除去されるのだろうかということで、紹介いただいたのは、例えば、すすであるとか、泥であるとか、カ

びであるとか目に見える汚れといったものが多かったのですが、毒性のあるもの、水と一緒に流れてきた有毒なものであったり、そういったものがあるのかないのか探知したり、あるいは除去したり、そういうノウハウをお持ちなんではないでしょうかというのが1点です。

もう1点は、大規模な災害がありましたときに、そういう要請が多数上がってくることもあると思いますが、そのときに、どこから手を付けたらよいのだろうかという優先順位付けをするノウハウをお持ちなんではないでしょうかという、この2点です。

エルスナー氏 すみません、2番目の質問からお答えさせていただきますけれども、災害が起きる前に契約をちょうだいしている御企業を優先して大規模災害の場合は対応いたします。そういった契約以外の部分では、最初にお申し出のあった御企業の復旧をいたします。オーストリアでは、大変大きな御企業、800人が働いているところの修復……。オーストリアの800人というのは、最初にお申し出のあったところが基本にはなるんですけども、やはり地域社会に影響を与えるような大きな御企業を優先的に復旧させるということになりました。

もう一つ、ナインイレブンスの事故では、サブコントラクトというんでしょうか、彼らが契約しているような方々を呼んで修復にも当たって、そのキャパシティを増やしました。目に見える付着物の洗浄以外に、そういったトキシックと言っておりますけれども、毒性のあるもの、こういった除去もISO9000の規格に基づいて洗浄することが可能としております。

樋口座長 よろしいですか、どうぞ。

大林委員 ありがとうございます。2番目といたしますか、先に答えていただいた方の質問に関して確認したいんですけども、例えば、非常に多くの汚れを除去しなければいけないような大きな災害があって、実際に優先順位付けをしたような事例といたしますか、御経験をお持ちでしょうか。サブコントラクターを導入したとしても、手が付けられないほどたくさんのリクエストが発生してしまって、社会的な必要性であったり、あるいは契約の優先順位もあるのかもしれませんが、まず先にどこかに手を付けて、重要性に応じてプライオリティを付けなければいけなかったというような事例がございましたでしょうか。

エルスナー氏 ちょっとすみません、質問が正確に伝わっていなかったもので、回答も適切ではないと個人的に私は思うんですけども、保険会社が優先的に修復させたいものについての指示を受けるというようなことがございました。加えて、繰り返しにはなりますけれども、操業の規模が大きいところを優先的に復旧させるということもございました。

樋口座長 どうぞ。

松岡勝博委員 ひとつ質問をさせていただきたいのですが、お話を聞いていて、危機管理会社的な非常に前向きな有意義な会社だなと思ってお聞きしたのですが、日本ではこのようなことがあった場合、すなわち、水が濡れたとか火災があったとかという場合には、通常は管理会社が出てまいりまして、設備を供給してくれた専門の設備会社に見てくださいますと、請求をします。そして専門家が来て対応してくれる、または地場の言うなれば清掃関係者とか大工さんなどに修復して下さいと、個別対応をするということが、一般的に行われているのですが、ご説明のあったように極めて専門的に、一定の危機管理会社的なニーズがこれからは多分出てくるのだらうかと、このように思いました。

そういう意味で大変意味のあるといたしますか、今後の災害問題に対して、この種のことが必要だらうというふうに思ったのですが、それで質問ですが、もともとの機器について言えば、コンピュータなどの設備については、それぞれに専門の設備会社があると思うのですね。それらとベルフォアとの関係はどのようになっているのかなと。それから、そこでいわゆる個別の専門的な設備会社のそれぞれのところが対応することと、ベルフォアが専門的に対応することにおけるメリット性というのでしょうか、その特徴をどのように認識されておられて、危機管理会社ができるのか、そのあたりを御説明いただきたいということと、それから、通常の時期、何も無いときは管理会社的な機能を果たしているのでしょうか、それとも、災害をじっと待っているという感じになるのでしょうか、そのあたりを、お尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

エルスナー氏 通常、汚染除去であるならば、その製品を納めたオリジナルのメーカーの協力を仰ぐことはありません。ただ、OEM業者、スペアパーツを必要とするような場合は、例えば欧州であるならばハイデルバーガーというメーカー、あるいはシーメンスというメーカーは修復するのに部品を供給するという事に協調的でございます、手を携えながら修復を行うこととなります。

御質問に直接お答えするならば、事故を待っております。例えば、フランスのノルマンディのケースでは、ほかの国々にいる彼のメンバーを集めて復旧に携わりました。

樋口座長 どうもエルスナーさんありがとうございました。本日おいでいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

この会議は一応5時までを予定しておりますので、3番目の議題にとりあえず入って、それが終わってから質疑応答をやらせていただきますので。

それでは、本日の説明事項の最後になりますけれども、本分科会における具体的検討課題の整理について、事務局から御説明をお願いいたします。

澁谷企画官 資料の3をお開けいただきたいと思います。課題の整理というほどの整理ではなくて、概念をちょっと簡単に整理したものでございまして、委員の皆様方の方から、どういう観点でこれから整理していったらよいか御示唆をいただければ幸いです。

資料の3、絵になってございますけれども、縦軸は上がビジネスで下がNon Profitと書いてございまして、右が事前の対策、Mitigation（被害を事前に軽減する対策）、あるいはPreparedness（備え）という、事後がResponse、Recoveryということでございますけれども、従前はビジネスの世界、いわゆる企業の世界に対して、事前・事後について消防法によるような様々な規定でございますとか、あるいは耐震の規則、規制、道路交通規制といったような、どちらかといいますと、民間企業に対していろんなレギュレーションを付けるということが行われてまいりました。また一方、企業の方でも、BCP（ビジネス・コンティニューティ・プラン）といったような、まさに企業の戦略として、事後のビジネスの継続に向けて事前に経営戦略を立てるということも最近行われるようになってきてございますけれども、本分科会では、本日と前回様々な事例を御紹介いただいているわけですが、例えばビジネスの世界として、本日、参考資料の方に載っていますけれども、耐震住宅、免震住宅、防災瓦、バックアップシステムといったようなことが、これはまさにビジネスの世界として財・サービスの提供がなされているものでございます。

それから前回、松下電器さんに家電製品の防災機能の追加といったような御紹介をいただきましたし、また、本日参考資料で御紹介していますが、六本木ヒルズのように、防災機能が特に高いビルが、それが売り物になっているといったことがございます。まだまだビジネスとして、こういう事前のMitigationとPreparedness がビジネスの世界で評価されるというようなところまではいっていないのかもしれませんが、着実にこういう事例が増えてきているということでございます。

黄色く「耐震化促進」と書いてございますが、これは私どもの行政の施策、政策目標として掲げているものでございまして、一部こういったものと一致するようなものが見られてございます。ぜひ御整理いただきたいのは、これ以外にも様々な私どもの行政目標、政策、施策があると思いますが、こういったものとビジネスの世界で提供される財・サービスとがどういう形で連携できるかといったことが課題ではないかなというふうに思っております。

それから、必ずしも防災を直接目的にしていないものでも、例えばペットボトル、これは落ちて割れないという意味で、防災のためにつくられたものではありませんけれども、結果として防災性能が高いと言えるのではないかと、ウォークインクロゼットのような

ものは、これだと家具が要らない。家具がないと家具が倒れないということでありまして、こういったものが増えることは、結果として防災力が高まるということになりますが、こういったものもどのように施策の中に組み込んでいけるのか、目標を共有できるのかといったことが課題ではないかなと思います。

ビジネスの世界の横にまいりまして、事後の世界でございますが、生活必需品供給の継続、これは本日セブン・イレブンさんから御説明があったとおりでございますし、災害復旧支援ビジネスは、今、ベルフォアさんが御説明になったとおりでございます。こういったビジネスもこれからどのように増えるのか、あるいは、こういったビジネスをどのように私どもとして支援していくのか。先ほど緊急車両が問題提起されたわけでございますが、そういった形で私ども規制の緩和なり、あるいは積極的な支援といったことをどういう形でできるのか、これも1つ本分科会の課題ではないかというふうに考えてございます。

次に下の方、Non Profitの方でございますが、どうしてもこの分科会は、今回と前回、企業の方の話が多く取り上げられているわけでございますけれども、社会システムという観点では、企業だけではなくて企業がNon Profitでボランティアに行うようなことも含めて、こういった世界とも連携をしていく必要があるのではないかという、そういう意味で整理をしたものでございまして、例えば、防災まちづくりの分科会で今議論しておりますのは、様々なNPOとか商店街とかそういったところをどう連携をしていくのか、あるいは後で参考資料で御紹介いたしますが、防災知識の普及のためにいろんな主体が自主的に取組みをしてございまして、そういったものをどう評価するか。

それから災害救援、援助、道路啓開、この辺は事業者も企業の方々も積極的にボランティアに協力していただいている部分でございますが、こういったものと上とビジネスとどういう連携をするのか、この辺も課題ではないかなというふうに思っています。この辺は救助、復旧・復興、被災者支援という私どもの行政目標とかなりオーバーラップする目標を共有できる部分でございます。この部分について、行政と民間あるいはNPOとの連携の仕方というのが課題ではないかというふうに考えてございます。

以下、参考資料をちょっと簡単に御紹介いたしますと、まず目次を飛ばしまして、1ページ目でございます。これはちょっと具体の広告をそのままコピーしてきたわけで大変恐縮でございますけれども、深沢ハウスというマンションでございまして、免震構造というのを売り物にしてございます。定量化はされていないんですけれども、免震構造がもたらすメリットというものが具体的に書かれてございまして、これがかなり売りであるということになってございます。

2 ページ目は、単に建物が免震だけじゃなくて、非常用の井戸が掘られているとか、下水道直結のトイレ用マンホールがあるとか、ベンチの下にかまどが置いてあるとか、要はいざというときに、ここで避難所に行かなくても十分生活ができますということがうたい文句、売り物になっているということでございます。

ちなみに、3 ページでございますけれども、これは「週刊ダイヤモンド」というところがマンションの物件の評価を、えらい具体的で大変申し訳ないんですけども、たまたまこの深沢ハウスがランク 1 位になってございます。ただ、非常に残念なことに、その評価項目が右の方にございます。敷地の利用計画、建物の計画、周辺住環境、この中に防災性能とかそういったものが、今のところ民間の「週刊ダイヤモンド」では評価項目に入っておりませんが、こういったものが評価項目として市場できちんと評価されるような仕組みというのは一体何だろうかというのちょっと私ども悩んでいるところでございます。

次の4 ページでございますが、これは愛知県の1 業者の方が防災瓦というものを開発された。まさに瓦屋さんが開発された防災瓦でございまして、風で飛ばされないが です。

が地震があっても落ちないと、あといろんな性能が書いてありますけれども、5 ページにございまして、耐震性能というものが売り物になっています。また、幾ら耐震性能がよくても、重いと家屋の耐震性そのものに影響があるんですけども、決して重いわけではありませんということも書かれてございます。

それから、6 ページが六本木ヒルズの記事でございまして、ゴールドマン・サックスというところが、電気がとまるとビジネスに影響があるので、電気がとまらないということが入居の決め手であるという、ビジネスからそういう評価がされているということでございます。

それから、7 ページが同じく六本木ヒルズですが、「逃げ出す街から逃げ込める街へ」というのが売り物で、防災力を理由に入居した会社が少なくない。こういったものが徐々に市場で評価されてきているというようなことでございます。

同じようなことが8 ページ、これは森ビルのプレスリリースでございます。

それから、9 ページがNTTコミュニケーションズさんのバックアップシステム、企業のいろんな情報システムのバックアップシステムをサービスとして提供していくということでございまして、9 ページの2 枚目のスライドの方に、「災害対策と費用のバランス」というのがありまして、これは、私どもが防災会計と申しますか、こういった防災性能なるものに投資することを、企業としてきちんと費用対効果として判断できるようなことを念頭に置いていろんな議論をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、

まだまだ定量化されていませんけれども、こういったものが普通の民間企業さんの宣伝の中にだんだん出てきているということでございます。

10ページが実際に被害が出ると、こんな甚大な被害ですよということが書かれているところでございます。

11ページがペットボトルでございます、ペットボトルは東京海上さんにつくっていただいたんですが、ペットボトルは決して防災というものを目的に開発されたものではないんですか、結果として地震の揺れで落ちても割れないというメリットがあるのではないかと、その物の見方ですね。

12ページが同じような感じで節水のトイレですが、これも災害時にはいろいろ役に立つのではないかと。

13ページが、これはNHKの名古屋放送局さんでございますが、NHKの名古屋放送局さんが一般の視聴者の方から募集をしまして、「防災いろはカルタ」というのをおつくりになったものがございます。ちょっと例を挙げているわけでございますが、「ほんとうはいざよりいまのそなえだよ」と、これは7歳の小学生ですね、非常に防災の核心をついた内容を書かれておりますけれども、こういったカルタ、防災知識の普及という意味で、これはNHKさんが取り組んでおられるものがございます。

それから飛ばしまして、16ページですけれども、これは神奈川県にある西湘高校に高校生が防災取材班というのをクラブでおつくりになって、何でも昨年9月に修学旅行をしていたら、北海道で十勝沖地震に遭遇したということで、それをきっかけに防災について自分たちで勉強して、それを地域の人に配りたいということで、今、冊子をつくっているということでございます。まさにこういうのはNPOと言うんでしょうか、何て言うんでしょうか、全くのNon Profitの世界で、こういう裾野がどんどん広がっていくということが非常にいいことではないかなというふうに思っています。

最後に、私どもが政府広報として、住宅の耐震化について、テレビコマーシャルを作成いたしまして、昨年の12月に全国で、予算の関係でたった1週間しか流せなかったんですけども、1週間ほど流しましたので、まずちょっとそれを御覧いただきたいと思います。
(ビデオ)

というのが政府広報なんです、政府広報ですと、どうしても、こういう一般的、抽象的なイメージでしか、結局、耐震診断を受けてくださいという程度のメッセージしか伝えられないんですけども、ここに冒頭御紹介したような深沢ハウスとか、まさに具体の財・サービスを提供していく中で耐震性といったものがきちんと一般の消費者に伝わると

いったようなことを、もっともっと政府がこういう広報を単独でやるだけではなくて、民間の人たちとかNPOの人たちと一緒にあって、高校生とかNHKというのも御紹介しましたけれども、例えば耐震化一つをとってみても、連携しながらやっていくような方策がないかどうか、この辺もぜひお知恵を拝借できればというふうに考えております。

以上でございます。

樋口座長 どうもありがとうございました。今日は短い時間の中で、相当盛りだくさんな御説明をいただきましたんですが、ただいまから意見交換をやらせていただきたいと思っておりますので、ただいま3つの報告内容につきまして、御質問や御意見ございましたらぜひお願いいたします。どうぞどなたでも。

西浦委員 今回の澁谷さんのお話で、資料の3番ですね。今までの議論をできるだけ整理しようというような、そういう意図かなと思いますが、どうしても右下のまちづくりのような話の方に話が行きがちのようです。ただ、この分科会は市場というテーマがあるので、今まで2回の分科会では、このマトリックスでいくと、右上に該当する前回の松下電器さんのようなもの、あるいは左上に該当する今日のセブン・イレブンさんや、ベルフォアさんのようなことが論議テーマとしてあろうかと思えます。ここで、参考までに、我々損保協会が去年企業の災害時の地域貢献についてヒアリングをした結果をご紹介します。これは、2000年の東海水害、名古屋の市内に水が溢れた御記憶があると思えますが、あのときに、地域に支援をした企業はたくさんあった中で、トヨタさんをはじめ地元のホテルやスーパーなどの8社を選んでヒアリングをしました。

そこから感じたことを3つほど申し上げます。1つは、これは当然ですが、地域を応援する企業は、まず自分のところがしっかりしていないといけないということです。つまり社員の安否確認や、自分のところの事業が継続できる、企業としての機能がないことには地域支援どころじゃないということです。そういう意味で、今日のベルフォアさんの事業のように、スピーディに自分のところの企業活動そのものを立ち上げるということは重要だと思えます。

それから2つ目は、やみくもな支援はかえって逆効果になるおそれがあるということです。東海水害のときも、特定の物資ばかり送られて本当に必要なものが来ないといったミスマッチのようなことが何回かあったようです。そういう意味では本当に求められているものを提供するためには、平時からあらかじめ協定をしておくことが大切だと思います。先ほどセブン・イレブンさんから2県何市何町と事前の協定をされている、こういうお話がありましたが、その企業の特性に合わせて、セブン・イレブンは物資の支援とか、

あるいは情報センターという機能をお持ちだし、別の機能、医療などいろいろあるかと思いますが、そういう企業の特性を活かした事前の協定のようなことが必要なんだろうなと思いました。

それから3つ目、これは一番申し上げたいんですが、その8社というのは非常に理解の進んだ少数派の企業といえます。こういう企業を多数派にするためには、社会の評価というか、そういうことが不可欠だと思います。資料3のマトリックスのベースというか、もともになるような話しですが、単にビジネスでもうけがないと企業は対応しないということではないと思います。今の環境のISO14001などもそうだと思いますが、それでもうかっているという企業はまれだと思います。むしろ、もうけではなく、ISO14001をとることによって社会から評価されるといいますか、逆に認証をとらないことによって評価が落ちるといいますか、そういうことが多くの企業が環境問題に力を入れているベースになっていると思います。そういう意味で、今盛んにCSRの重要性がいわれていますから、このCSRが文化だとか福祉だとか環境問題だけじゃなしに、防災という観点でももっと企業の評価につながるということを打ち出していくと、資料3の右上も左上も左下もぐっと進むのではないかと思います。

いろんな防災対応商品を考えていくことも必要ですが、もっとベースというか、社会の仕組みみたいなものと考えていく必要があるのではないかと思います。ISOは国際規格ですから一挙にいきませんが、国内の規格のようなものがつくれたら、やはりアピールできますから。ISO14001をとった効果が数値で定量化できて幾ら利益につながっているかということとはわかりませんが、各企業が競ってとるといえるのは、それが社会にアピールできるということからだと思います。それから、ISO14001はトップの関与が必須というシステムになっている。また、毎年チェック、フォローがあります。防災についてもそのようなものをぜひ考えてみたい、そういう思いでございます。

以上です。

樋口座長 ありがとうございます。どうぞ。

前田委員 資料3でございますが、非常によく整理された表でここからいろいろなことが考えられると思いました。今日のお話は、「ビジネス」と「事後」の象限のお話だったわけですが、伺っていますと、セブン-イレブンさんは、ある意味で「ビジネス」、「事後」の世界から少し「Non Profit」の世界へ行くという動的なところもあると思います。それからベルフォアの場合は、先ほど御質問がありましたように、災害復旧ばかりではなくて、この「ビジネス」、「事前」の世界という仕事もあって、そこから「ビジネス」、

「事後」の世界に移っていくというようなとらえ方もできるのかなと思います。

日本の場合、私も災害復旧支援ビジネスというのは知らないんですが、似たような例では、最近、土壌汚染の調査、修復会社というのができてきていますが、これも例えば、栗田工業などの水処理企業やディベロッパーとかいろいろな企業が参入していますが、そういうところが土壌調査・修復会社を設立するとか、ひとつそういうことが参考になるのではないかと思います。

それから、災害復旧支援ということでは、例えば、今、ビルでも新しくつくらないで、既存ビルをコンバージョンするとか、いわゆるライフサイクルマネジメントといいますが、転活用するという動きが出てきていますので、そういう事業をやる方が復旧支援ビジネスに参入する可能性もあると聞いていて思いました。

それから、今、西浦様からCSRという話がございまして、これはおっしゃるとおりだと思います。「ビジネス」と「事前」の世界ですが、前回もちょっと抽象的に申し上げたのですが、この世界がもう少しCSRで動けばいいんですが、やはりなかなか動かない。となると、防災のコストと経済性をどうやって両立させていくかということが重要になります。環境の世界では「環境効率性」という概念がかなり行き渡ってしまっていて、これは環境負荷分の付加価値ですね、売上高とか利益とか性能とか、これは企業によっても製品によってもいろいろな取り方があって、まだ統一化されていませんが、この概念を参考にしますと「防災効率性」、これは企業単位とか製品単位とかがあると思いますが、何かそういう1つの、厳密な定義は難しいと思うんですが、メルクマールみたいなものができる議論が進むのかなと思いました。

以上です。

樋口座長 ありがとうございます。どうぞほかに。先ほどの御質問の点なども含めまして。

松岡勝博委員 只今の資料3に関して、なかなか難しいのだろうと思うのですが、可能ならば、まとめ方に関して澁谷企画官にお願いしておきたいのですが、自助・共助・公助という非常にいいお話がずっとあり、これがまた今後の災害対策における役割分担の理念になるだろうなと思います。また、それらが今後我が国の社会をリードしていく1つのテーゼになるのだろうなと思います。そういう意味で先ほどのベルフォアのようなものをどういうところに、どういうふうに位置付けていくかということを考えなければならぬのですが、まとめ方のイメージをもう少し立体的に自助・共助・公助の関係において、例えば自ら個人がきちんと対応すべき分野における商品規格やシステムは何か。また、企

業側から言えば、これは個人の責任のところ市場活動をすべき分野だとか、そのような位置付けですね。共助の部分、NPOだとか市町村なり自治会だとか町内会などのところで処理をすべきようなまちづくり協定的な分野は、その分野を対象として商品開発し営業すべきものだと認識の明確化や、あと公助については公的機関に財政上の問題があるかもわかりませんが、公的にはどのような分野で対応するのか、その分野を明確化するなどその辺が立体的に出てくると、役割分担とイメージが正確に理解できるのかなと思いつつ聞いておりました。ご提案のようにまとめていかれることは大変賛成だし、いいなと思っておりますが、今少し立体的に役割分担を書けないかと、このように思います。

樋口座長 ありがとうございます。何かどうぞ。

中谷委員 今の御指摘の立体的なというのを、先ほどのセブン・イレブンさんの道路の問題、配送の問題と絡むととても奥の深い話になります。阪神・淡路に実際に被災された人の話を聞いても、道路がどうにもこうにもなくなってしまうことはもうどうしようもないんですね。したがって、先ほどの緊急車両の前に、どうして道路を確保するかというテーマと、それからパトカーを含めて一般の最優先の車がそこに入れるようにするためにも、事前にどこまでそれをやっておくか、あるいは一々そのときになって警察に行かなくてもいいようにする。訓練と併せてレスキュー隊の配送車が自動的に入ってくるような仕組みづくりみたいなことも考えなきゃいけない。その辺のところは、今後少し皆さんと議論して、本当にそのときにちゃんと道路が使えるようにするための方策をぜひ検討したいと思っております。

樋口座長 この点について、事務局どうぞ。

原参事官 去年の防災白書でもアンケートしておりました、災害時にスーパーやコンビニ等の民間企業が食料や生活必需品を被災地の店舗で販売することに対して行政が支援、例えば優先的な輸送の確保を行うことについての賛否を国民に聞いております。そうしますと、57%の人が「賛成」、「どちらかという賛成」が26%で、合わせて83%の方が行政の支援に賛成という意見となっています。そういうふうなことを背景として、内閣府が平成15年5月に作成した東海地震の対策大綱においても、コンビニエンスストア等の営業方策として、営業に必要な物資、そのための車両を確保する等の言葉が盛り込まれておりました、行政においても、配慮が必要だという認識に立っております。そこで、具体論を内閣府と警察等々において今勉強しておるところであります、なかなか難しい部分もあります。何が難しいかと言いますと、例えば、コンビニの車両をそもそも禁止された部分を通していい車両として指定するのか、それとも、ある一定の時期以降は、そのような

コンビニの車両が通っていいという交通規制にするかという検討もなされているようです。そしてまた、難しさの1つとしては、一般道路において、そもそも、車を進入させないという交通規制を100%うまくできるかどうかという実質上の難しさも別途あるようであり、ます。そこで、事前届出済証の交付を受けて、そして、いざ発災したときには実際上の標章を受けるといふようなことが二度手間であるという御指摘を受けているわけですが、警察に事情を聞いてみますと、事後に一度で審査を受けると事務処理量が膨大で大変なので、いわゆる事前届出書をもって、もらっておいた人が発災したときには、簡便な審査で標章を受け取り通行ができるということで、警察等の考え方は、できる限り申請者にとって負担の少ない簡便な方法でやるということで考えているようでございますけれども。

尾見政策統括官 緊急車両の対象には加えてくれそうですか。

原参事官 緊急車両と言いますが、パトカー、消防車、救急車等のいわゆるサイレンを鳴らすような車両です。緊急車両以外でも災対法で一定の確認を受けたものについては、進入禁止区域の中に入っていくことが出来ます。コンビニの車両を、緊急車両以外でも確認を受けて入れる車両として位置付けるかどうかという議論と、先ほど言いましたように、ある一定の期間が過ぎたら、交通規制上、コンビニ等の一定の車両を進入禁止の車両からは免除するという規制の取り扱いでやるかどうかという議論もあるようでございます。また、技術上の問題として、コンビニの車両を事前にナンバー登録するということが実態上難しいのではないかという議論もあるようでございますので、そこら辺を含めて議論をしているようでございます。齋藤委員、いかがでございますでしょうか。

齋藤委員 今日、この場でお話しさせていただきましたのは、実は私ども当社も、それからコンビニエンス業界の担当者も、静岡県とか、静岡県警本部だとか通行についてのお話を詰めてまいったんですが、どうしても現行の法律の壁にぶちあたっていると。そこで正直言って本音のところは、県と県警本部と話たって通じないなというところで、そうすると、こういう提案なり我々の意見を多少理解いただけるようなところはないだろうかというので、まさに千載一遇のチャンスだなというところで発言させていただきました。いずれにしても、今は参事官さんからいろいろお話をいただく中で、多少光明が見えるのかなというふうに感じましたので、そこら辺を詰めてまいりたいなと。できましたら、内閣府さんにおきまして、御担当の方をお決めいただいて、その辺を詰めていただければ大変ありがたい。

尾見政策統括官 私、たまたまこういう関係の仕事に以前携わったことがあるんですけども、一番の問題は、まずコンビニを対象にするといったときに、じゃ、ほかと絶対的

に区別できるかという議論がすぐ出てくるわけですね。うちはコンビニの形態ではないけれども機能は同じじゃないか。そうしたらうちへ納品する車はどうしてだめなんだと。実務的には線引きのところで非常に実行に移すのが難しい。ですから、防災計画とかそういうのではっきりこの線引きをすることについての合理性が十分に説明ができるかどうか。反射的な効果としてそのコンビニさんにも、そういうところへ位置付ける以上はかくかくこういうことは最低限守ってもらいたいとか、そういうことが付随的に、反射的にというか、やってもらわなくちゃいけないとかというようなことがどこまで詰められるかなんですね。先ほど来の東海の大綱の中で、コンビニを生活物資の供給拠点にしようというような方向が出ましたから、それに沿って防災計画、これは地方公共団体でいろんな議論の中で決め得るわけですから、決めてくれれば、静岡県警と静岡県でうまくいかなければ全国どこでも恐らくうまくいかないと思います。一番必要性を高く感じているところですから、そこであきらめていただくというのはちょっと具合が悪いかなと思います。我々も間接的にバックアップしたいと思いますし、こういう中で明確に書くこともあれだし、さらに、そういう場をちゃんと持つようにしたいと思います。

樋口座長 ありがとうございます。どうぞ。

中谷委員 今は車両の話なんですけど、道路の確保というのがすごく問題だ、なかなか法的にも難しいんだというお話を伺います。例えば、あるところで伺ったんですが、地元の方々、自治会と一緒にすわ一大事が起きたときには、ここは規制して一般の車が入れないようにするけどいいか、今だったらみんなイエスと言うと思うんです。そして地元の了解をとりながら、いざといったときには、この道路はみんな入らないようにしようという話し合いをしておく、了解をとっておくというような活動はいかがなんでしょうか。

尾見政策統括官 今、緊急道路というか、緊急輸送の確保というのは、阪神・淡路の震災の失敗から一番重要なテーマとして勉強しているところなんですね。そこで現状、例えば東京なんかイメージすると、環7の中は、一切の通行禁止みたいになっているんですよ。幹線系の高速道路だとか首都高だとか、それから主要な1号とか20号とかがありますよね。そのような道路が全部確保すべき道路として指定されていて、実際上火災があったときに、軸を確保するためには何ととっても警察力と、それから壊れていけば、そのところをちゃんと直したりする道路管理者あるいは建設業者としての備えとか、数少ないパワーをどれだけ効率的、効果的、集中的にやれるかということで、今のところはどちらかというと総花的に、ここも大事です、ここも大事、ここも大事、ここも大事となっているので、実際に起きたらどこも中途半端に終わるのではないかと。

絶対的にここは大事なところ、例えば物資のお話が出ましたが、外から応援にきますと、警察が来ます、消防関係が来ます、自衛隊が来ます、そうすると、彼らの進出拠点がどこにあるのか。その部隊をちゃんと通すためには、実は3つくらい並んでいるけれども、このルートが一番大事なんじゃないかとか、そういうことを実態に即して精査して、優先順位を付けてここは絶対に大事なところとして守ると。そういうようなもので、そこについては警察の規制力、警察力をフルに集中させて規制していくというようなことをやろうじゃないかということで、今、総理からも指示をいただいて勉強しております。

樋口座長 どうぞ。

大林委員 気づいた点をとということなんですけれども、この会が市場とか企業の力をどのようによりよく活かそうかということだったと思いますので、その方面から気がついたところだと思いますので、資料3のようにまとめていただきましたけれども、さてどうやって進めていこうかというときに、欠けているもののうちの1つというのが、例えば安全性であったり、リスクであったりがこれでどのぐらい改善されるのだろうか、あるいはよくなるのだろうかという、その費用対効果のところかなと思います。個々の製品であったり、仕組みであったりもつくっていくと思うんですけれども、また、そういったものを進めるインフラといいますか、土台といいますか、そういったものの準備があればいいかなと思いました。

その1つとして、リスクをどのようにして測ろうかというか、計量化しようかということかなと思います。2つほど切り口といいますか、方向があるのかなと思ひまして、1つは、極めて数量的なものになるんですけれども、例えば、ハザードマップというのは、今、東京都さんがつくられたり、いろいろ避難であったり、延焼であったり、そういった切り口でつくられているんですけれども、ほとんどが街区のレベルで一番小さいところのメッシュが何町の何丁目というような区切りであったと思うんですが、それは個々の建物単位までもう少し細かくできれば、そうしますと、ここの道が広がったので、自分の家が、あるいはうちの事業所が、どれだけ延焼の確率であったり避難の確率であったりが改善したんだろうかというのがわかってきて、もっと身近なものになるのだろうと思います。

また逆に、建物単位ということになりますと、今度いろいろな大学の防災の研究所の方でこの建物は、この加速度のとき、どのぐらいの確率で壊れるんだろうかというシミュレーションが大分できていまして、中には、データが細かくあれば家具がどういう挙動を起こすのだろうか、例えば、たんすが倒れるとか倒れないとか、そんなような細かいところもやっているところがありますので、もし建物単位までいきますと、マクロのハザードマ

ップ、それは政策がどのような影響があるかというところを見ていくような見方になると
思います。もう一つミクロの方で、建物に住んでいる人がその建物をどう補強するか、あ
るいは中にどんなものを置いておくか、それで自分の、あるいは家族の身の安全がどのぐ
らい変わるんだろうかというものが連結してきますので、より統合的にこのくらい安全
度が高まった、あるいは費用対効果の数字を計算するための根拠になりやすいのかなとい
うふうに思いました。

あともう1点は、今言いましたのが極めて数量的なものだとすれば、もう一つの方は製
品規格であるとか最低限これだけという規格とか基準といったものかと思えますけれど
も、これもただこの基準でとって発表しているだけだと、いま一つアピールが弱いかと
思いますので、そういったものは基準と一緒に何らかの保証、ユーザーにとっての保証と
いうんでしょうか、それと組み合わせると、かなり説得性というのか、納得度が出てくる
のかなと思いました。ですので、製品であって、メーカーとして保証が、災害があったと
しても機能します、壊れませんというような保証がメーカーからついてくるであるとか、
あるいは建築基準のような規制であれば、これは可能であれば、何らかの政府保証のよう
なものが、そこまでやった人に対しては出てくると。安全基準とその基準を達成した人
に対する保証なのか何なのかということが付けば、この基準というのは本気でつくられてい
ると。変な言い方なんですけれども、かなり身軽といえますか、単なる基準ではなくて、
実態を伴っているなど、そういう印象が作りやすいのかなと思いました。思いついたと
ころだけです。

樋口座長 ありがとうございます。今の点について、また事務局からのコメントもい
ただきたいんですが、せっかくエルスナーさんに待っていただきましたので、1つだけ私
の方から質問をさせていただきますが、こういうベルフォアという会社が、地方自治体と
か国と契約されているということはあるんでしょうか。なぜこういう質問をするかとい
うと、せっかくこういうのを契約していても、実際は阪神大震災のときでも、いろんな国か
ら治療団が来たり犬を連れてきたりしても入れてもらえないということがありますので、
我々は例えば契約をしていても、そちらのサービスが現実には行政の方からの制約があ
って受けられないというケースもあると思うんですが、その辺については、そういうケ
ースがないかどうかということと、それから、現実には行政とそういう契約をしてお
られるのかどうか、その点についても御意見を伺いたいと思います。

エルスナー氏 最初の御質問、地方自治体、国との契約というのは持ち合わせておりま
せん。

樋口座長 事前にそういう契約はされているというケースはないというふうに理解していいですか。

エルスナー氏 はい、そのとおりです。

松岡勝博委員 ただいまに関連してなのですが、地方自治体等の公的なものと契約はしていないという話がありましたが、御社の応急復旧等活動について、地方公共団体等から公的な補助とか規制の緩和だとか特別な援助を得ていますか。

エルスナー氏 保険業界の要請を受けて災害復旧に携わるケースがほとんどでございます。公共性の高い学校においても同じでございます。これまでも国からの要請ということで復旧に携わった例はありません。そういった意味では、それぞれ国の文化にもよるといことで彼が紹介したのは、イタリーでは、スイスの10分の1の作業量を売上にするならば、そのぐらいの業務を請け負っているに過ぎないということでございます。

樋口座長 どうぞ。

坂内閣府審議官 関連の質問なんですけれども、ちょっと質問を変えて、例えばベルフォアさんがどこかの工場なりに修復しに行かれるときに、ちょうどそういうときというのは災害のときなわけですね。水害だったり火事であったり、そういうときに、例えば警察とか消防とか何らかの国ないし地方自治体の機関がそこを立入禁止にしているとか、そういうのでベルフォアさんの仕事がうまくできないといったようなことというのはあり得るんですか。

エルスナー氏 基本的には、修復に携わる前には消防の原因究明が終わってからになります。例えば犯罪の要素などがあるときには非常に重要な問題になってきますので、彼ら消防の原因の究明が終わってから現場の修復にとりかかります。

樋口座長 そろそろ時間がまいったんですけれども、ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。そちらからもよろしいですか。

どうもありがとうございました。大変時間が押しましたものですから、そろそろ終了の時間がまいったわけでございますが、この辺で意見交換を終わらせていただきたいと思います。

次回の第3回分科会では、中谷委員からの御報告や御提言、そのほかが予定されると伺っておりますが、中谷委員にはよろしくお願い申し上げます。

また、各委員におかれましては、今日、時間等の関係で本日十分御発言できなかった、また御発言されなかった向きもあると思いますが、後日事務局まで御連絡をいただければ幸いです。

それでは、全体につきまして、事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

原参事官 樋口座長、長時間の議事進行どうもありがとうございました。

次回、第3回の市場・防災社会システムの分科会は、期日は3月12日の金曜日、午後3時より開催させていただきたいと思っております。場所等につきましては、改めて御連絡させていただきます。それでは、これをもちまして、本日の分科会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

(了)